

町田市ホームページに掲載するバナー広告の取扱基準

第1 趣旨

この基準は、町田市有料広告掲載取扱要綱（2004年4月1日制定。以下「要綱」という。）に基づき、町田市（以下「市」という。）が開設する市ホームページ（URLは <http://www.city.machida.tokyo.jp/> とする。へのバナー広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この基準において「バナー広告」（以下「広告」という。）とは、ウェブページに貼る画像で、クリックすることで他のウェブサイトへリンクをすることができるものをいう。

第3 広告の掲載位置等

- 1 広告を掲載するページは、市ホームページのトップページ及びセカンドページの有料広告欄とし、掲載位置は市が指定するものとする。
- 2 広告の掲載枠数は、トップページ12枠、セカンドページ30枠とし、申し込み単位は各ページごと1事業主につき1枠とする。

第4 広告の規格等

- 1 広告の規格は次のとおりとする。
 - (1) サイズは、トップページにあつては縦50ピクセル×横130ピクセル、セカンドページにあつては縦45ピクセル×横200ピクセルとする。
 - (2) 画像データ形式はGIF形式の静止画とし、アニメは不可とする。また広告を点滅させることも認めないこととする。
 - (3) 容量は7キロバイト以内とする。
- 2 市ホームページへ掲載する広告は、高齢者や障がい者を含めた多くの人々が利用できるよう、文字の大きさや色の組み合わせ等に配慮しなければならない。

第5 広告の掲載期間等

- 1 広告の掲載期間は1か月単位とし、その初日及び末日は別に定める。ただし、市長が必要と認めるときは、掲載期間を指定することができるものとする。

- 2 広告は、掲載開始日の午前中から掲載を開始し、掲載終了日の翌日午前中をもって終了するものとする。

第6 広告掲載料

- 1 広告掲載料は、次の表のとおりとする。ただし、次の2および3に該当する場合は、それぞれの金額を適用する。

また、年度をまたいでの申し込みはできないものとする。

掲載期間（連続する期間）	トップページの広告掲載料（税込月額）	セカンドページの広告掲載料（税込月額）
1か月から2か月	30,000円	20,000円
3か月から6か月	27,000円	18,000円
7か月から12か月	24,000円	16,000円

- 2 トップページとセカンドページに同時に申し込み、同一の広告を同一期間に掲載する決定を受けた者は、セカンドページの広告掲載料を1枠1か月10,000円とする。
- 3 広報まちだに広告掲載の決定を受けた者は、当該広告を掲載した広報まちだの発行日が属する月、もしくは翌月の広告掲載料を1枠に限り1か月10,000円とする。

第7 広告を掲載しようとする者

広告を掲載しようとする者は、別表1に掲げるものを除く事業主とする。

第8 掲載する広告

掲載する広告は、市ホームページの公共性及び品位を保てる広告とし、要綱に定めるもののほか別表2に掲げるものを除く。

第9 広告の募集

広告の募集は、原則として市ホームページ及び広報紙等により公募するものとする。

第10 広告掲載の申し込み

広告を掲載しようとする者は、広告原稿を添えて指定された様式の申込書を、期日までに市長へ提出する。この場合において、市長は、必要に応じて業務内容等の分かる資料の提出を求めることができる。

第11 広告掲載の決定

- 1 市長は、第10の規定により申し込みがあったときはその内容等を審査の上、広告掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。
- 2 前項の規定による審査に当たり、特に必要と認めるときは、政策経営部契約事務適正化委員会に検討させることができる。
- 3 掲載可となった広告が枠数を上回った場合は、要綱第4に規定する優先順位により、掲載広告を決定する。なお、同順位のもので枠数を上回った場合は、抽選により掲載広告を決定する。

第12 募集枠に満たない広告枠

募集枠に満たない広告枠については、随時先着順に申し込みを受け付けるものとし、第11の規定により広告掲載の決定を行うものとする。

第13 広告原稿の提出

第11、第12の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、事業所名等が明記された広告原稿の画像データを作成し、原稿入稿日までに提出する。

第14 広告掲載料の納付及び経費の負担

- 1 広告主は、市が発行する納付書により、広告掲載料を市長の指定する期日までに、一括前納するものとする。
- 2 広告原稿の作成に係る経費は、広告主の負担とする。

第15 事業所名等の記載

広告主は、広告に必ず事業所名等を記載しなければならない。

第16 広告主の届出義務

広告主は、次の各号に該当する場合は、指定された書式により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 広告の掲載を取り下げるとき。
- (2) 広告を差し替えるとき。
- (3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
- (4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、第10の申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

第17 広告掲載の取消

市長は、広告の掲載後においてもその内容等について随時確認を行い、広告主等が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、当該広告の広告掲載期間であっても、広告掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告主から広告掲載辞退の申出があったとき。
- (2) 広告主及び広告が、第7及び第8に該当しなくなったとき
- (3) 広告主のホームページが、事前の連絡なく閉鎖されたとき。
- (4) 広告掲載料を所定期日までに納入しなかったとき。

第18 広告の掲載期間の延長

市長は、広告掲載期間中、広告主の責めに帰さない理由により、広告を連続して12時間以上掲載できなくなったときは、次の表のとおり広告掲載期間を延長する。

掲載できなかった時間	掲載を延長する日数
12時間以上24時間以下	1日
24時間超	掲載できなかった日数+1日

第19 広告掲載料の還付

- 1 広告掲載料は還付しない。ただし、第18の規定による広告掲載期間の延長が困難な場合は、還付する。
- 2 前項の規定により還付する広告掲載料は、掲載開始日から掲載終了日までの日数による日割りとし、1円未満の端数金額は切り捨てるものとする。
- 3 前2項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

第20 転貸の禁止

広告主は、広告掲載の権利を他に転貸することはできない。

第21 その他

この基準に定めのない事項については、別に定める。

第22 施行

この基準は2019年5月1日から掲載する広告に適用する。

別表 1 (第7関係)

広告主の規制業種又は業者	
1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条で「風俗営業」と規定される業種
2	風俗営業類似の業種
3	消費者金融
4	たばこ
5	ギャンブルに係るもの（公営収益事業に係るものを除く）
6	規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
7	法律の定めのない医療類似行為を行う施設
8	民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の業者

別表 2 (第8関係)

掲載広告の規制内容	
1	人権侵害、名誉き損、各種差別的なもの
2	法律で禁止されている商品や、無認可、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
3	他を誹謗・中傷又は排斥するもの
4	市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
5	公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
6	宗教団体による布教推進を主目的とするもの
7	社会的に不適切なもの
8	国内世論が大きく分かれているもの